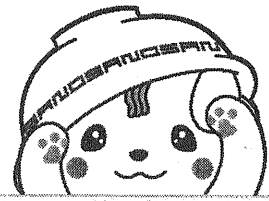


佐野市の

令和2年4月から

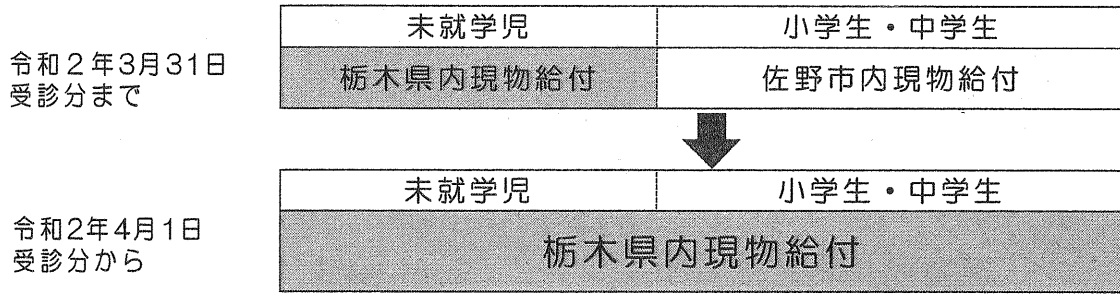


# 小学生・中学生※のこども医療費 受給資格者証が新しくなります！

令和2年4月診療分から、小学生・中学生についても、自己負担分のない現物給付の対象医療機関等が、未就学児同様、県内医療機関等となります。

これまでは、小学生・中学生のお子さんにつきましては、佐野市内の医療機関等において現物給付（保険診療分の窓口支払いが不要）でしたが、令和2年4月1日からは、対象医療機関等が栃木県内に拡大となります。

未就学児のお子さんにつきましては、今までと同じく県内の医療機関等で現物給付となります。



こども医療費受給資格者証	
公費番号	80090046
受給者番号	
姓	
名	
生年月日	
住所	
加入保険	
受給対象	
佐野市長	

古い資格者証



佐野ブランドキャラクター さのまる

こども医療費受給資格者証	
公費番号	80090046
受給者番号	
姓	
名	
生年月日	
住所	
加入保険	
受給対象	
佐野市長	

NEW

新しい資格者証

※「満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初め」から「15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」を指します。

現物給付のご利用にあたっては、次の点にご注意ください!!

- 令和2年4月1日以降は、以前の受給資格者証は使用できません。同封の新しい受給資格者証をお使いください。
- 佐野市から転出した日以降は受給資格者証を使用できません。転出の際は受給資格者証を返還してください。
- お子さんが県外の医療機関等を受診し、窓口で保険診療分を支払った場合は、医療費助成申請書に領収証（書）を添えて、佐野市に申請してください。

お問い合わせ先

佐野市こども課

TEL 0283-20-3023